

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 3 3 号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成 2 7 年瀬戸市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 1 3 条関係）					別表				
教育・保育給付認定保護者の 属する世帯の階層区分			利用者負担額 （月額）1 人当 たり		教育・保育給付認定保護者の 属する世帯の階層区分			利用者負担額 （月額）1 人当 たり	
			保育標 準時間	保育短 時間				保育標 準時間	保育短 時間
<省略>					<省略>				
<省略 >	<省略 >	<省略>			<省略 >	<省略 >	<省略>		
D 1 8		<u>3 0 1,</u> <u>0 0 0 円</u> 未満	5 4, 0 0 0	5 2, 0 0 0	D 1 8		<u>2 2 7,</u> <u>0 0 0 円</u> 以上	5 4, 0 0 0	5 2, 0 0 0
<u>D 1 9</u>		<u>3 0 1,</u> <u>0 0 0 円</u> 以上	<u>5 4,</u> <u>0 0 0</u>	<u>5 4,</u> <u>0 0 0</u>					
備考 1 から 3 まで <省略> 4 この表に係る C 1 階層から <u>D 1 9 階層</u> までの 区分における「市町村民税所得割」とは、地方					備考 1 から 3 まで <省略> 4 この表に係る C 1 階層から <u>D 1 8 階層</u> までの 区分における「市町村民税所得割」とは、地方				

税法第292条第1項第2号に規定する所得割 （この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。 5から8まで <省略> 9 <u>同一の世帯から保育園等を利用している小学校就学前子どもがいる場合の利用者負担額は、上記の表の定めにかかわらずその子どもを含め2人目の満3歳未満保育認定子どもを半額とし、3人目以降の満3歳未満保育認定子どもを無料とする。</u>	税法第292条第1項第2号に規定する所得割 （この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。 5から8まで <省略> 9 <u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記の表中C1階層からD5階層まで又はD7階層の区分における世帯においては、政令第14条に規定する特定被監護者等が2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。</u> <table> <tr> <th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr> <tr> <td>(1) <u>特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども又は全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</u></td><td><u>上記の表の利用者負担額×0.5（特定教育・保育給付認定保護者に係るC1階層、D1階層、D3階層、D5階層又はD7階層に属する世帯の場合は、0円）</u></td></tr> <tr> <td>(2) <u>特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども、特定被監護者</u></td><td><u>0円</u></td></tr> </table>	第1欄	第2欄	(1) <u>特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども又は全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</u>	<u>上記の表の利用者負担額×0.5（特定教育・保育給付認定保護者に係るC1階層、D1階層、D3階層、D5階層又はD7階層に属する世帯の場合は、0円）</u>	(2) <u>特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども、特定被監護者</u>	<u>0円</u>
第1欄	第2欄						
(1) <u>特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども又は全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</u>	<u>上記の表の利用者負担額×0.5（特定教育・保育給付認定保護者に係るC1階層、D1階層、D3階層、D5階層又はD7階層に属する世帯の場合は、0円）</u>						
(2) <u>特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども、特定被監護者</u>	<u>0円</u>						

	<u>等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども又は負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども</u>							
1 0 同一の世帯に年齢を問わず兄又は姉が1人いる場合の利用者負担額は、上記の表の定めにかかわらず次のとおりとする。 (1) <u>C 2階層、D 2階層又はD 4階層の区分に該当する世帯においては、満3歳未満保育認定子どもを半額とする。</u> (2) <u>C 1階層、D 1階層、D 3階層、D 5階層又はD 7階層の区分に該当する世帯においては、満3歳未満保育認定子どもを無料とする。</u> 。	1 0 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記の表中D 6階層又はD 8階層からD 1 8階層までの区分における教育・保育給付認定保護者の属する世帯において、府令第13条に規定する負担額算定基準子どもが2人以上いるときは、上記の表及び次項の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。 <table><tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr><tr><td>(1) <u>負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</u></td><td><u>上記の表の利用者負担額×0.5</u></td></tr><tr><td>(2) <u>負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定こども</u></td><td><u>0円</u></td></tr></table>	第1欄	第2欄	(1) <u>負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</u>	<u>上記の表の利用者負担額×0.5</u>	(2) <u>負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定こども</u>	<u>0円</u>	
第1欄	第2欄							
(1) <u>負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</u>	<u>上記の表の利用者負担額×0.5</u>							
(2) <u>負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定こども</u>	<u>0円</u>							
1 1 同一の世帯に18歳到達年度の末日を経過していない兄又は姉が1人いる場合の利用者負担額は、上記の表及び備考10の定めにかかわらず次のとおりとする。	1 1 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、18歳到達年度の末日を経過していない兄又は姉が同一の世帯に2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわ							

(1) <u>C 2階層、D 2階層、D 4階層、D 6階層又はD 8階層からD 1 1階層までの区分に該当する世帯においては、満3歳未満保育認定子どもを無料とする。</u> (2) <u>D 1 2階層からD 1 8階層までの区分に該当する世帯においては、満3歳未満保育認定子どもを半額とする。</u>	<u>らず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。</u>						
	<table> <tr> <th data-bbox="798 548 1157 604">第1欄</th><th data-bbox="1157 548 1406 604">第2欄</th></tr> <tr> <td data-bbox="798 604 1157 862">(1) <u>D 9階層からD 1 1階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども</u></td><td data-bbox="1157 604 1406 862"><u>0円</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="798 862 1157 1108">(2) <u>D 1 2階層からD 1 8階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども</u></td><td data-bbox="1157 862 1406 1108"><u>上記の表の利用者負担額×0. 5</u></td></tr> </table>	第1欄	第2欄	(1) <u>D 9階層からD 1 1階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども</u>	<u>0円</u>	(2) <u>D 1 2階層からD 1 8階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども</u>	<u>上記の表の利用者負担額×0. 5</u>
第1欄	第2欄						
(1) <u>D 9階層からD 1 1階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども</u>	<u>0円</u>						
(2) <u>D 1 2階層からD 1 8階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども</u>	<u>上記の表の利用者負担額×0. 5</u>						
1 2 <u>同一の世帯に年齢を問わず兄又は姉が2人以上いる場合の利用者負担額は、C 1階層からD 4階層までの区分に該当する世帯においては、上記の表の定めにかかわらず満3歳未満保育認定子どもを無料とする。</u>							
1 3 <u>同一の世帯に1 8歳到達年度の末日を経過していない兄又は姉が2人以上いる場合の利用者負担額は、上記の表の定めにかかわらず次のとおりとする。</u> (1) <u>D 5階層からD 1 1階層までの区分に該当する世帯においては、満3歳未満保育認定子どもを無料とする。</u> (2) <u>D 1 2階層からD 1 9階層までの区分に該当する世帯においては、満3歳未満保育認定子どもを半額とする。</u>							
1 4 <u><省略></u>	1 2 <u><省略></u>						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。